年	月	E
+	刀	- ⊢

阿賀野市長 様

≪申請者≫
住 所
氏 名
電話番号
メールアト゛レス

阿賀野市地方就職学生支援補助金交付申請書兼実績報告書

阿賀野市地方就職学生支援補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けたいので、阿賀野市地方就職学生支援補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請するとともに、実績を報告します。

記

1 補助金交付申請額

交付申請額	金	円
-------	---	---

2 交付申請額の積算

①実際にかかった交通費の合計	円
②企業から交通費として支給を受けた額	円
③ (①-②) ×1/2 (100円未満切り捨て)	円
④補助金の上限額	10,000円
⑤交付申請額(③と④を比較して低い方の金額)	円

3 就職活動訪問先

⇒+-88 /+-	企業名				
訪問先	所在地				
面接・試験日		年	月	日	
内定日		年	月	日	

4 移動経路(往復)

日付 交i	交通機関の名称・	出発地	到着地	利用区間	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		71/用 四	頁 / 17
				往・復	

5 補助金の振込先

金融機関名				本支	店名	
預金種別			普通	(総合)	•	当座
フリガナ						
口座名義人						
口座番号						(左詰で記入してください)

6 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)※

別紙 1 「阿賀野市地方就職学生支援補助 金の交付申請に関する誓約事項」に記 載の内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙 1「地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載の内容について	A. 同意する	B. 同意しない
卒業後、上記内定企業に就職し、阿賀野 市に移住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
申請から 5 年以上継続して、阿賀野市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的 勢力と関係を有するものでないことに ついて	A. 該当する	B. 該当しない
就職先の法人の代表者又は取締役など の経営を担う者との関係について	A.3 親等以内の 親族に該当し ない	B.3 親等以内の 親族に該当す る
該当する経費について、新潟県が実施する「U・I ターン学生就職面接等交通 費助成事業」の申請状況について	A. 申請してい ない	B. 申請してい る

[※]各種確認事項の B. に○を付けた場合、補助金の支給対象となりません。

7 添付書類

- ・就業先の内定証明書
- ・学生証又は在学証明書の写し(卒業学年である確認がとれるもの)

)

- ・交通費を支払ったことを証明できる書類
- ・写真付き本人確認書類の写し
- ・住民票の写し(移住元の住所を確認できる書類)
- ・その他市長が必要と認める書類(

管理コード(新潟県及び阿賀野市使用欄)

阿賀野市地方就職学生支援補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び阿賀野市から 求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、阿賀野市移住・就業支援事業における地方就職学生支援補助金交付 要綱第7条の規定に基づき、速やかに阿賀野市に報告し、地方就職学生支援補助金(以 下「補助金」という)。の全額又は半額を返還します。
- (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合:全額
- (2) 補助金の申請日から1年以内に要件を満たす職への就業を行わなかった場合:全額
- (3)補助金の申請日から1年以内に阿賀野市に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に阿賀野市に住民票がある場合は除く):全額
- (4)補助金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合(ただし、退職から3か月 以内に補助金の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く):全額
- (5) 転入日から3年未満に阿賀野市以外の市区町村に転出した場合:全額
- (6) 転入日から3年以上5年以内に阿賀野市以外の市区町村に転出した場合:半額

地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び阿賀野市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び阿賀野市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する 地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府 県、他の市区町村に提供し、確認する場合があります。